

桑名市宿泊施設誘致促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第12号

桑名市宿泊施設誘致促進条例施行規則の一部を改正する規則

桑名市宿泊施設誘致促進条例施行規則(令和元年桑名市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第1項第3号中「同規則第6条第2項」を「同規則第7条第2項」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(奨励措置の対象)

第3条 条例第4条第3号に規定するまちの賑わいを生み出す施設は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域として定められた区域において、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合する商業施設で、周辺の賑わいを生み出す施設

ア 建築物の低層階部分にあり、道路又は公共的な空間(以下「道路等」という。)に面すること。

イ 道路等に面する部分(バックヤード等の部分を除く。)のファサードは、ガラス張り等の可視化、オープン化等により、賑わいを演出するしつらえとすること。

ウ 商業施設の道路等に面する部分の長さが当該商業施設を含む対象となる施設の道路等に面する部分(バックヤード等の部分を除く。)の長さの2分の1以上であること。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び同条第6項から第10項までの用途に供するものでないこと。

(2) 前号に規定する施設以外の商業施設で、当該施設と同等以上の周辺の賑わいを生み出すと市長が認める施設

様式第1号中「第3条」を「第4条」に、「同規則第6条第2項」を「同規則第7条第2項」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条、第5条関係）

事 業 計 画 書

1 事業所概要

住所又は所在地	電話		
氏名又は名称		代表者	

2 宿泊施設の計画概要

施設の名称				
施設の所在地				
宿泊施設の概要	区分			
	土地	面積	㎡	
		取得額	円	
	建物	建築面積	㎡	
		客室数	室	
		標準的な客室の床面積	㎡	室
		コンベンションホール	有 ・ 無 (有の場合) ※複数ある場合は最も広いホールの床面積	㎡
		まちの賑わいを生み出す施設	有 ・ 無 (有の場合) 当該施設が道路等に面する部分の長さ m 商業施設等が道路等に面する部分の長さ m ※商業施設の詳細を別添資料として添付すること	m
		取得額	円	
	償却資産	内 容		
		取得額	円	
工事期間	着手	年 月 日	完成	年 月 日
営業開始予定	年 月 日			

様式第3号中「第3条」を「第4条」に改める。

様式第4号中「第4条」を「第5条」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第7号中「第6条」を「第7条」に改める。

様式第8号中「第7条」を「第8条」に改める。

様式第9号中「第8条」を「第9条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。